

議会運営委員会 会議録

=====
日 時 平成30年9月10日（火曜日）
午後2時45分開会，午後2時53分閉会
場 所 第3委員会室

日 程

1 協議事項

(1) 提出された発言取消申出書について

出席委員（7名）

委員長	内田	卓男
副委員長	小坂	博
委員	寺内	充
委員	吉田	博史
委員	篠塚	昌毅
委員	平石	勝司
委員	島岡	宏明

欠席委員（0名）

その他出席した者（2名）

議長	海老原	一郎
副議長	福田	一夫

説明のため出席した者（0名）

事務局職員出席者（3名）

局長	塚本	哲生
次長	川上	勇二
係長	宮崎	清司

傍聴者（0名）

○内田委員長 本会議休憩中のお忙しい中、お集まりをいただきましてありがとうございます。ただ今から議会運営委員会を開会いたします。傍聴は、特にありませんね。

(「はい」の声あり)

○内田委員長 それでは、始めに議長からかな。

○海老原議長 定例会中に急遽お集まりをいただきましてありがとうございました。先日の議案質疑の中で竹内議員の発言がありまして、その後、発言の取り消しの申し出がございまして、議会運営委員会でお諮りいただきたいと存じます。よろしくお願いたします。

○内田委員長 それでは協議に入ります。急遽、皆様にお集まりをいただいたのは、竹内議員から、議長へ、9月4日の本会議での質疑について、発言取消申出書の提出があったからでございます。まず、事務局から説明をお願いします。

○川上事務局次長 発言の取り消しについて説明させていただきます。9月4日に行われました報告に対する議案質疑、竹内議員が登壇され、それに対して市長から答弁があった部分でございます。お手元にお配りしてございますように、竹内議員から、発言内容、全部を取り消したい旨の申し出があったものでございます。会議規則第65条で、発言した議員は、その会期中に限り、議会の許可を得て発言の取り消しをすることができるものと定められておりますので、議運にお諮りをさせていただくものでございます。議運で発言取り消しの承諾をいただいた後、全員協議会で、全議員に発言取り消しの報告をさせていただいております。その時に、当事者、今回は竹内議員ですが、謝罪も含めてコメントをいただくというのが慣例になっております。その後、本会議で発言取り消しの議決を行うという流れになります。今の件に関係して、もう1つ協議をお願いしたいことがございます。竹内議員の質疑に対する市長の答弁の部分でございます。竹内議員の発言取り消しの申し出で消せる部分は、竹内議員が発言した部分だけでございます。取り消しの許可が出れば、今回の件では、質問内容全てがなくなり、答えの部分だけが残ってしまうことになります。質疑と答弁は、当然、対になっているべきものですので、市長が答えた部分につきましては、いわゆる議長の議事整理権によって、合わせて取り消しをしてはどうかということでございます。2つの件、ご審議をお願いいたします。なお、発言取り消し部分のケーブルテレビ及びネット配信における取り扱いですが、許可をいただいた後、時間的に間に合えば、修正したものを流す。間に合わなければ、修正していないものを流すとなっております。今回の、4日の日の分のケーブルテレビの放映は1時間という枠で、本日の夜、午後10時からでございます。ケーブルテレビに確認したところ、放映用の画像編集が終わってしまっているとのことで、修正前のものの放映になってしまうとのことでございます。ネット配信につきましては、編集後のものに変更することは可能ということでございます。説明は以上です。

○内田委員長 ご苦勞様でした。この中で、何でという説明が足りないような気がします。それだけちょっと、軽くでいいですから。

○川上事務局次長 失礼しました。竹内議員の質疑の部分でございますけれども、産業文化事業団が受託をしました事業について報告があったんですけれども、国民宿舎を建ててはという、これからの市の事業について質疑をしてしまった。ですから、

産業文化事業団のやっていること、市のやること、全く違う事に議案質疑をしてしまった事について発言の取り消しをしたいというものでございます。

(「なるほど」、「わかった」の声あり)

○内田委員長 そういうことで、皆さんよろしいですか。

○吉田(博)委員 よく本人が気が付いたな。

○塚本議会事務局長 本人もこの申出書の一番下の方に、ぶしつけな質問という言い方をしてるんですね。下から2行目、大変ぶしつけですが質問させていただきますということで、本人もここでしちゃいけないという気持ちもありながらしてしまったという内容だったようでございます。

○小坂副委員長 先ほど、市長の答弁については、字句の訂正で消せるというお話しなんですが・・・。

○川上事務局次長 議長の議事整理権です。

○小坂副委員長 わかりました。

○寺内委員 質問がないから答えがないってということだもんな。

○内田委員長 皆さん、異議が無いようでございますので、発言取り消しの申出書を許可するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○内田委員長 それでは、許可するということにいたします。次、この件について、全員協議会と本会議の日程は如何にいたしましうかという宿題があります。全員協議会は明後日か、朝何時だっけ？

○川上事務局次長 9時45分からです。

○内田委員長 9時45分から、その時にということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○内田委員長 本会議についてはいつやるんだ。

○川上事務局次長 全協が行われれば、その後に。

○内田委員長 議長の方からということで、わかりました。それでは、全員協議会が、12日水曜日、そして、本会議も9月の12日ということにします。その他、皆さんからありますか。

○小坂副委員長 取り消しになったとします。メディアに対しての修正というのはいいいんですか。

○内田委員長 川上次長が言ったのは、ケーブルテレビは今晚なんですって、なので、修正できない。ただし、ネットで見られるものについては修正ができるということです。

○島岡委員 ネットでは見られますけれども・・・。

○篠塚委員 ネットでは見れない。ケーブルテレビだけ放映すると。

○島岡委員 その他の修正はよろしいんですか。

○内田委員長 できない。今日のやつは間に合わない。ケーブルテレビの放映はされませんが、ネットでは修正されるということでございます。

- 島岡委員 参考までに、発言に関しては、議会の方で取り消しましたというのは、必要無いんですか。
- 篠塚委員 議場で。
- 吉田(博)委員 これはこれでいいんだけど、海老原議長、さっき聞いてると議員の名前を君で呼んでるんだよな。
- 海老原議長 すみません。今野貴子議員の再質問から議員で呼んでます。途中で気が付きました。
- 内田委員長 よろしいですか。
(「はい」の声あり)
- 内田委員長 それでは、終了いたします。